

求職者支援制度改正のお知らせ (令和5年4月現在)

●短期・短時間特例訓練の設定

時限措置 (令和5年度中に開講するコースまで)

実践コースにおいて短期・短時間特例訓練の設定が可能です。短期・短時間特例訓練では、2週間以上6か月以下の訓練期間で、1か月あたり60時間以上(1日につき2時間以上6時間以下)の訓練時間数を設定します。

●奨励金の上乗せ (新設)

時限措置 (令和5年度中に開講するコースまで)

介護分野及び障害福祉分野に係る訓練(注1)であって、2か所以上の職場見学、職場体験、企業実習のいずれかを実施するなど一定の要件を満たす場合、奨励金の支給金額を1人につき1万円上乗せする。

●訓練実施機関が企業実習先となる場合の受講生受入上限の緩和

令和4年12月2日以降に申請するコースから適用

(訓練実施機関が訓練内容に関連する事業を行っており、受け入れ体制が整っている場合は)全受講生に対して自らの職場を企業実習先として設定可能

●オンライン訓練 (同時双方向型)

通所20%未満の訓練は令和5年4月1日から令和6年3月31日までに開講するコースに限る。

実践コースにおいて、

- ・「企業実習、職場体験」以外の科目で実施可。
- ・総訓練時間の20%以上は通所による必要がある。(但し、【令和5年4月1日～令和6年3月31日に開始するコース】に限り)
- ・通所割合は20%未満でも設定可

Q&A

Q1: 求職者支援訓練を行いたいのですが何か必要な資格などはありますか?

A1: 求職者支援訓練を実施するためには、訓練実績、就職支援責任者(ジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリア・コンサルタントの有資格者が望ましい。有資格者でない場合は、別にキャリアコンサルティング担当者として有資格者を配置する必要があります。)さらに申請職業訓練を申請する日から遡って5年以内に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に関する研修を受講した者が在籍していること等が必要です。

<訓練実績とは>

訓練を開始する日からさかのぼって3年以内に、申請する訓練科と同程度(7割以上)の訓練期間及び訓練時間の職業訓練※を同一人に対して、適切に行った実績が必要です。

(※公共職業訓練、外部向けの人材育成に関する訓練・セミナー・講習のほか、従業員に対する集合形式のO f f -J T研修も実績として認められます(例外有)。ただし、学習塾等の学校教育に関する訓練は実績としては認められません。)

<職業訓練サービスガイドライン研修の受講等の認定要件化について>

訓練実施施設ごとに、直接の雇用関係のある責任者・苦情処理者・事務担当者・就職支援責任者・講師等で職業訓練サービスガイドライン研修の受講者を配置する必要があります。

Q2: 運営体制に必要な条件などはありますか?

A2: 求職者支援訓練を適正に運営するために、「責任者」、「事務担当者」、「苦情処理者」、「就職支援責任者」を設置する必要があります。常駐の条件や兼務の可否に係る詳細については担当までお問い合わせください。

Q3: 講師の要件にはどのようなものがありますか?

A3: 担当する科目に関する実務経験が5年以上あり指導経験を有する方、学歴又は資格によって指導能力を有すると判断でき、指導経験を1年以上有する方などの条件があります。

Q4: 求職者支援訓練の申請はいつ受付けていますか?

A4: 四半期ごとに当機構茨城支部で申請を受け付けています。詳細は当支部のホームページをご確認ください。

Q5: 受講者から受講料や教科書代を徴収することは可能ですか?

A5: 求職者支援訓練は無料で受けられる職業訓練ですので、受講者から受講料を徴収することはできませんが、教科書代は15,000円(税抜)を上限として受講者から徴収することができます。(※ただし、求職中の方に対する職業訓練ですので、できる限り低廉な教科書代となるよう努めてください。)

お問い合わせ先



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 求職者支援課

〒310-0803 茨城県水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階

TEL: 029-221-1192 FAX: 029-300-1217

雇用支援機構 茨城



事業主・教育機関の皆さまへ

制度が一部
改正されました!
⇒最終ページへ

求職者支援訓練を 開講しませんか?

全国の民間企業・教育機関が
参入・実施しています!



茨城県内で認定・実施している訓練コース (例)



ビジネスパソコン事務科



建築CAD技術科



Web広報デザイン科



介護職員初任者研修養成科

求職者支援制度 とは、

雇用保険を受給できない求職者の方(※)に対し、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。民間教育訓練機関は、厚生労働省の認定を受けた職業訓練(求職者支援訓練)を実施します。

① 受講者は受講料無料で訓練を受講できます。(テキスト代等は除く)

② 一定の要件を満たす場合は、訓練の受講を容易にするために受講者に対し、給付金を支給

③ 求職者支援訓練を実施する教育訓練期間とハローワークが協力してきめ細やかな就職支援を実施することで、

「安定した就職」を目指す制度です。

※雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方等。



ハロートレック

求職者支援訓練の実施後に支給を受けられる

奨励金があります

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部

求職者支援訓練の種類



基礎コースと実践コースの2種類があります。

基礎コースは、最初の1か月目に社会人としての基礎力（ビジネスマナーやコミュニケーションスキル等）を習得するための講習（職業能力開発講習）を設定（必須）・実施し、2か月目以降に仕事に必要な知識・技能等を習得するための訓練を実施します。

実践コースでは、1か月目から仕事に必要な知識・技能等を習得するための訓練を実施します。

基礎コース

- 訓練期間 2～4か月の間で設定
- コース例
 - ・『はじめてのビジネスパソコン基礎科』
 - ・『1からはじめるCADオペレーター科』
 - ・『ゆっくり・しっかり学ぶパソコン基礎科』

職業能力開発講習

1月目（1か月）

仕事に必要な知識・技能等

2月目以降（1～3か月）

実践コース

- 訓練期間 3～6か月の間で設定可能
- コース例
 - ・不動産ビジネススキル養成科
 - ・介護職員初任者研修養成科
 - ・Web広告デザイン・PC実践科
 - ・インテリア建築CAD科
 - ・ファイナンシャル・プランナー養成科
 - ・パソコン・簿記事務科

※全国のコース情報は、ハローワークインターネットサービス（職業訓練検索）で検索・閲覧することができます。
※コースモデルは、カリキュラム作成ナビ（機構本部HP：https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html）をご参照下さい。

※基礎コース、実践コースとも、原則1か月あたり100時間以上（1日につき原則として5時間以上6時間以下）の訓練時間数を設定する必要があります。なお、1か月あたり80時間以上（1日につき原則として3時間以上6時間以下）の短時間訓練を設定することも可能です。また、訓練期間及び訓練時間の設定については、時限措置（令和3年度中に開講するコースまで）があります。最終ページの「短期・短時間特例訓練の設定」をご覧ください。

※託児サービス付訓練や、保育士・看護師の「職場復帰支援コース（基礎コースのみ）」を設定することができます。

【就職氷河期世代向けの訓練(実践コース)の設定について】

令和2年7月開講コースから、【①介護職員初任者研修、②生活支援援助者研修、③医療事務技能審査試験】の訓練は最短2か月で実施することができます。（通常は3か月以上の訓練期間の設定が必要）

仕事に必要な知識・技能等
(3～6か月)

訓練実施奨励金（受講者1人あたりの月額）

求職者支援訓練が円滑かつ効果的に実施されるよう、茨城労働局から受講者数や就職率（雇用保険適用）に応じた訓練実施奨励金（※訓練委託費に相当するもの）の支給を受けられます。

※詳細は、茨城労働局職業安定部訓練室（029-277-8001）にお問い合わせください。

①基本奨励金 求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給されます。

基礎コース 6万円/人月 実践コース 5万円/人月

※介護・医療・福祉分野については、時限措置（令和3年度中に開講するコースまで）があります。詳細は、最終ページの「基本奨励金の特例措置」をご覧ください。

②付加奨励金（実践コースのみ） 求職者支援訓練の修了者等の就職実績が一定水準以上である訓練実施機関に支給されます。

修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額

35%以上60%未満	※1	1万円/人月
60%以上	※2	2万円/人月

※短期・短時間特例訓練（最終ページの「短期・短時間特例訓練の設定」をご覧ください。）については、就職率の特例措置があります。
※1 短期・短時間特例訓練は、30%以上55%未満 ※2 短期・短時間特例訓練は、55%以上

③保育奨励金（託児サービス支援付訓練に限る）

児童1名あたり 6万6千円/月を上限とした実費

求職者支援訓練を開講するまでの流れ

手順1：申請の相談【随時】

まずは、茨城支部にご相談ください。

◆電話（029-221-1192）

担当者が、次の内容についてご説明します。

- ①求職者支援制度の概要
- ②求職者支援訓練の認定基準（※）
- ③訓練カリキュラムの作成に関する助言
- ④認定申請書の作成に関する助言
- ⑤求職者支援訓練の申請スケジュール 等

手順2：認定申請書の提出

☑ 認定基準を満たす訓練計画を策定し、受付期間内に申請書及び添付書類を茨城支部に提出します。

手順3：認定申請書の審査

☑ 茨城支部から申請書類の修正依頼や確認を行う場合があります。

手順4：求職者支援訓練の認定

☑ 認定された訓練情報は、ハローワークインターネットサービス（厚生労働省HP：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>）に掲載します。

※審査結果や認定申請状況などによっては、認定されない場合もあります。

※新規に認定を受けた機関の方向けに訓練運営に当たっての留意事項等を説明する説明会を行います。

手順5：受講者の募集

受講者の募集・申込受付は、ハローワークで行います。

☑ 認定を受けた機関では、ハローワーク等へコース案内チラシ（A4版や掲示用（A3版））の配布します。

☑ ハローワーク等と相談・調整し、受講希望者への説明会の開催などを企画・実施していただきます。

☑ 必要に応じてコースのアピールポイント等をハローワーク担当者へお知らせ願います。

手順6：受講申込者の選考

訓練実施機関で受講者の選考を実施し、選考結果を受講申込者・ハローワーク・茨城支部に通知（郵送）してください。

☑ 選考は、受講申込者全員に対して、筆記試験、面接など適切な方法により行ってください。

☑ 選考基準の設定に関して疑義等がある場合は、認定申請時に必ず茨城支部に確認するようお願いいたします。

手順7：求職者支援訓練の開講

認定を受けた内容のとおり、訓練を実施してください。

☑ 茨城支部では、開講後も訓練運営や指導方法のノウハウに関する講習等、訓練運営上のサポートを行っています。

☑ 毎月、茨城支部が訓練実施機関を訪問し、訓練が適切に実施されていることの確認を行います。

※受講者等の安全・安心を確保し、円滑な訓練運営に資することを目的とし、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る取組みにご協力をお願いします。

※認定基準の項目の例

●実績確認

☑ 過去3年以内に実施した同期間、同時間程度の講習実績が必要です。

（例）基礎コース（2ヶ月）の場合・・・70時間以上

実践コース（3ヶ月）の場合・・・210時間以上

※特例措置があります。最終ページの「訓練実施実績の要件の緩和」をご覧ください。

・同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間（企業実習、職業能力開発講習を除く）が、申請する求職者支援訓練の7割以上あり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であることが必要です。

・介護職員養成研修又は技能講習の実績がある場合、特例が適用される場合があります。

・同一の受講者に対して提供した訓練期間及び訓練時間を合算できる場合があります。

●職業訓練サービスガイドライン研修の受講・修了

☑ 訓練を実施する事業所において、申請する日時点において「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を受講・修了した者（※）が在籍していることが必要です。

※直接雇用の講師、施設責任者、就職支援責任者、事務担当者

●業務運営体制の構築、責任者の配置

☑ 講師、施設責任者、就職支援責任者、キャリアコンサルティング担当者（ジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルタントの資格を有する者）、苦情処理者、事務担当者（常駐）の配置が必要です。（一部兼任可能）

●施設及び設備

☑ 訓練を実施する教室は、1.65㎡/人 以上で、全面禁煙です。

☑ 事務担当者等が業務を行う事務室は、教室や実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一又は近隣の建物内に整備されていることが必要です。

☑ 受講者が快適に受講できる照明、空調・換気、トイレ（男女別）洗面所等の施設・設備が必要です。